

青 警 本 保 第 1 3 2 3 号
平 成 2 8 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正については、「青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行について」（平成27年12月24日付け青警本保第1020号）により示達しているところであるが、これに伴い青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成28年3月青森県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定された。

制定の趣旨及び内容は次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（青森県条例第68条号。以下「新条例」という。）が平成27年12月16日に公布され、「第4条第1項が同条第2項」に改められ、「第4条第4項」が新設、「第5条」が削除されたため、第5条以降条文にずれが生じたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

2 制定の内容

- (1) 第3条（午前1時までにおいて風俗営業を営むことが許容される地域）
条文中の「条例第5条」を「条例第4条第4項」に、「公安委員会」を「公安委員会規則」に改めた。
- (2) 第4条（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域の特例）
条文中の「条例第11条」を「条例第10条」に改めた。

3 施行期日

平成28年6月23日

担 当 : 保安課営業係

新 旧 対 照 表

○青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

新	旧
<p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 昭和六十年二月十二日 公安委員会規則第二号</p> <p>改正 平成十一年一月公安委員会規則 平成十七年四月公安委員会規則第八号 平成二十八年三月公安委員会規則第二号</p> <p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則をここに公布する。</p> <p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年二月青森県公安委員会規則第二号)の<u>一部</u>を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略) (風俗営業の営業所の設置を制限する地域の特例)</p> <p>第二条 (略) (午前一時まで風俗営業を営むことが許容される地域)</p> <p>第三条 <u>条例第四条第四項</u>で定める別表第二の<u>公安委員会規則</u>で定める地域は、別表第二のとおりとする。 (店舗型性風俗特殊営業の禁止地域の特例)</p> <p>第四条 <u>条例第十条</u>で定める別表第五及び別表第六の公安委員会規則で定める温泉観光地は、別表第三のとおりとする。</p> <p>附 則 この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。 附 則 (平成十七年公安委員会規則第八号) この規則は、公布の日から施行する。 <u>附 則 (平成二十八年公安委員会規則第二号)</u> <u>この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。</u></p> <p>別表第一～三 (略)</p>	<p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 昭和六十年二月十二日 公安委員会規則第二号</p> <p>改正 平成十一年一月公安委員会規則 平成十七年四月公安委員会規則第八号</p> <p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則をここに公布する。</p> <p>青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 青森県風俗営業等取締法施行規則(昭和三十四年四月青森県公安委員会規則第二号)の<u>全部</u>を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略) (風俗営業の営業所の設置を制限する地域の特例)</p> <p>第二条 (略) (午前一時まで風俗営業を営むことが許容される地域)</p> <p>第三条 <u>条例第五条</u>で定める別表第二の<u>公安委員会</u>で定める地域は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域の特例)</p> <p>第四条 <u>条例第十一条</u>で定める別表第五及び別表第六の公安委員会規則で定める温泉観光地は、別表第三のとおりとする。</p> <p>附 則 この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。 附 則 (平成十七年公安委員会規則第八号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第一～三 (略)</p>

青森県報

第四百百二十一号

平成二十八年
三月十一日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……五
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……五

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……五
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……六
- 道路の供用の開始……………(同) ……六

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……八
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……八

公安委員会

- 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則……………(保安課) ……八

告 示

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社相坂屋	十和田市稲生町一五の一二	株式会社相坂屋	十和田市稲生町一五の一二	平成二六・三一
貸与	介護予防用具			

川井健雄後援会	田中 裕	二七・三・三〇
石郷岡伸一後援会	石郷岡 一男	二七・三・三一
成田敏昭後援会	竹浪 友幸	二七・三・三三
山本喜仁後援会	山本 喜仁	二七・三・三三
憲政会	村上 末次	二七・三・三三
小笠原明後援会	松橋 均	二七・三・三三
三浦たかひろ後援会	大久保 信良	二七・三・三三
須藤良美後援会	横田 幸穂	二七・三・三六
三宏会	三浦 隆宏	二七・三・三三
中村ミツオ後援会	渋谷 進	二七・三・三三
「西谷きよし」と素敵なまちをつくる会	工藤 順己	二七・三・三三
西谷きよし後援会	菊池 清二	二七・三・三三
維新会	西谷 冽	二七・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
高樋 憲	高樋憲の会	公職の種類	黒石市長	青森県議会議員	平成二六・七・一八

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
西谷 冽	維新会	平成二七・三・三三
三浦 隆宏	三宏会	二七・三・三三

公安委員会

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会規則第二号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年二月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「条例第五条」を「条例第四条第四項」に、「公安委員会」を「公安委員会規則」に改める。

第四条中「条例第十一条」を「条例第十条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。